

信州大学教育学部附属松本小学校における  
教育課程の実施等の事案に係る調査報告書

令和8年3月17日

国立大学法人 信州大学

はじめに

1. 調査の経緯
2. 調査の概要について
3. 調査結果について
4. 教育課程の実施に関する回復措置について
5. 発生要因について
6. 再発防止に向けた取組について

付記

## はじめに

令和7年3月7日、信州大学教育学部附属松本小学校に対し、関係者から教育課程の実施内容について疑義がある旨の連絡が寄せられた。

このことを受けて学長は調査対策委員会を設置し、事実確認及び発生原因の調査と、対応策の立案を行った。

以下では、本事案に係る調査の経緯と、判明した事実を踏まえた対応の実施状況について述べるとともに、発生要因の分析に基づく本学における改善への取り組み状況について報告するものである。

なお、児童の静穏な学習環境確保のため、本調査報告書のとりまとめに際しては、学級が特定されないような記載としている。

## 1. 調査の経緯

本事案に係る調査の経緯は、以下の表1のとおりである。

(表1) 本事案に係る経緯

日時	内容
令和7年 3月7日(金)	関係者より担任に、「一部クラスの総合的な学習の時間が多すぎるのではないか」との指摘が入る
3月10日(月)	担任から校長に報告。校長より担任に対応を指示
3月12日(水)	関係者より教頭に連絡が入り、教頭から対応方針について説明
4月4日(金)	関係者より当該学級の前担任宛に学校の対応状況について連絡が入る。その後、前担任は学校へ報告。
4月7日(月)	教頭より関係者に連絡し、改めて訴えの内容を聞き取り
4月8日(火)	学校内で不足時数の調査を開始
4月15日(火)	これまでの調査結果を含め、教育学部長へ事案発生報告
4月16日(水)	教育学部長より理事へ事案発生報告
4月17日(木)	教育学部長より理事へ事案概要について報告 理事より学長へ事案発生報告
4月18日(金)	教育学部長から学長へ事案内容について報告 調査対策委員会の設置 当校より対象クラス保護者へ第1報、大学ホームページ上で事案公表
4月23日(水)	第1回調査対策委員会
4月24日(木)	記者会見の実施
5月9日(金) 10日(土)	全校保護者向け説明会の開催(計3回)
5月15日(木)	当該学級での補充授業開始(～3月12日まで)
5月26日(月)	第2回調査対策委員会
6月30日(月)	第3回調査対策委員会
10月15日(水)	第4回調査対策委員会
令和8年 1月29日(木)	第5回調査対策委員会
2月4日(水)	文部科学省への中間報告
2月27日(金)	第6回調査対策委員会、調査報告書取りまとめ
3月6日(金) 7日(土)	当該学級保護者説明会の実施(計2回)
3月10日(火) 14日(土)	全校保護者説明会の実施(計3回)
3月16日(月)	文部科学省への最終報告

3月17日(火)

公表

## 2. 調査の概要について

令和7年4月18日付けで、理事3名、副学長1名から構成される調査対策委員会を設置し、計6回開催した。審議事項は大きく次の5点である。

- (1) 附属松本小学校における学習指導不足内容の確認
- (2) 他の附属学校における学習指導不足の有無の確認
- (3) 学習指導不足内容に対する補充策の検討と実施
- (4) 発生要因の調査分析
- (5) 再発防止策の策定

以下に、各審議事項の概要について述べる。

### (1) 附属松本小学校における学習指導不足内容の確認

#### ① 調査範囲、調査実施期間について

本事案が発生した当該学級を含めた附属松本小学校の全学級を対象に、令和6年1月19日付け文部科学省通知「国立大学附属学校における適切な教育課程の編成・実施等について」に基づき附属学校において教育課程の自己点検を実施した令和5年度、令和6年度の2年間について調査を実施した。

調査実施期間は、令和7年4月18日から6月12日までであった。

#### ② 調査方法について

附属松本小学校内で、校長、教頭及び教育学部の教員等を中心に次のとおり調査を実施した。

- ・教育課程自己点検結果の確認
- ・各担任及び専科教員への聞き取り
- ・各担任の週案簿の確認
- ・児童の連絡帳、学級だより等の確認
- ・テスト実施状況の確認

#### ③ 調査の観点について

- ・学級閉鎖等の止むを得ない理由を除き、学校教育法施行規則に定められた教科ごとの標準授業時数（文部科学省の各種特例制度の指定を受けている場合はその時数）を下回って実施され、不足時数が発生していないか
- ・教育課程の自己点検はどのように実施していたか

### (2) 他の附属学校における学習指導不足の有無の確認

#### ① 調査範囲、調査実施期間について

対象範囲は附属松本中学校、附属長野小学校、附属長野中学校の全学級とし、対象年度は、附属松本小学校と同様である。各校における調査実施期間は次のとおりであった。

附属松本中学校 令和7年5月27日から令和7年6月16日まで

附属長野中学校 令和7年5月27日から令和7年6月18日まで

附属長野小学校 令和7年5月27日から令和7年8月1日まで

なお、附属特別支援学校は知的障がいの児童・生徒を対象とし、関係法令等に基づいて個別の課題に合わせた特別の教育課程を編成しているため、学年での統一的な教科ごとの必要時数は定まっていない。また、個々の児童・生徒の指導計画は、保護者に対して年度当初の個別懇談会で提示して承諾を得るとともに、年度内に複数回指導状況を報告する機会を設けており、不足時数が発生する恐れは極めて少ないことから、調査対象とはしていない。

## ② 調査方法について

小学校と中学校で教育課程が異なるため、校種ごとにそれぞれ異なる方法で調査を実施した。

附属松本中学校及び附属長野中学校

校長が中心となり、次のとおり調査を実施した。

- ・自己点検結果の確認
- ・週暦の確認
- ・スライド表（※）の確認

※学校単位で授業の実施内容及び順番を学年、教科ごとに定めた表

附属長野小学校

校長、教頭及び教育学部教員が分担し、次の調査を実施した。

- ・自己点検結果の確認と担任の聞き取り（校長、教頭）
- ・年間実施時間割と時数確認資料（連絡帳・学級だより等）の突合

（教育学部教員）

## ③ 調査の観点について

全校、附属松本小学校と同じ観点で実施した。

## （3）調査の結果判明した不足内容に対する補充策の検討と実施

調査の進展と並行して、不足が確認された教科の内容に関する補充策を検討し、

順次実施した。

(詳細は 4. 教育課程の実施に関する回復措置について 参照)

#### (4) 発生要因の調査分析

発生要因を調査するため、関係者への聞き取りを実施した。また、令和5年度、令和6年度と実施した教育課程の自己点検について、学内でどのような取扱いがなされていたかについても調査した。

(詳細は 5. 発生要因について 参照)

#### (5) 再発防止策の策定

調査委員会の指示のもと、教育学部内に附属学校園運営改善検討ワーキンググループ(以下、WG)を設置し、再発防止策を検討した。

(詳細は 6. 再発防止に向けた取組について 参照)

### 3. 調査結果について

調査の結果、次のような事項が判明した。

#### (1) 授業不足時数

以下に示すとおり、令和5年度、令和6年度に附属松本小学校の複数の学級において、不足時数が発生していたと認められた。その他の学校においては、学級閉鎖等の止むを得ない理由を除き、不足時数は認められなかった。

(表2) 事案発生当該学級における不足時数

教科	国語	社会	算数	図工	家庭	道徳	外国語	計
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	64	54	59	27	5	27	28	264

(表3) 当該学級以外(11学級)における不足時数

教科	国語	算数	理科	図工	体育	道徳	外国語	その他	計
令和5年度	0	0~22	0~17	0	0	0	0	0~14	0~39
令和6年度	0~15	0~15	0~11	0~14	0~10	0~8	0~20	0~21	0~76

※11学級のうち、最も不足が少なかった学級と、最も多かった学級の時数を記載

不足理由：令和6年度において、今回の事案の発端となった当該学級における不足時数は、後述するとおり担任にカリキュラムマネジメントに対する認識不足があり、担任自身の整理では各教科と紐づく授業内容を実施したと認識していても、実質的には別教科の授業内容であったことから生じたものである。

また、附属松本小学校では、各教科の時数配当において復習等に充てる時数が設定されている。当該学級以外での不足発生要因として、令和5年度は、復習等を課外の時間に実施し、本来復習等に充てるべき時間を別の教科に充てていた学級が認められた。令和6年度は、同様の事象が発生していた他、担任の認識誤りにより、本来算定すべき教科ではなく、別教科の時数として算定していた学級が認められた。なお、いずれの年度も、当該学級以外では教科として取り扱うべき内容は満たしていた。

## (2) 学内における教育課程自己点検制度の不備

信州大学には教育学部附属学校に関する事項を審議するための会議体として、教育学部内に全校園長及び学部教員で構成される附属学校園運営委員会が、法人本部門内に、理事、副学長、教育学部教員、校園長代表等で構成される附属学校運営協議会がそれぞれ設置されており、文部科学省からの教育課程自己点検実施通知を受けて、これらの会議で附属学校での統一的な点検プロセスを決定し、各校に年度末の点検結果報告を義務付けていた。

しかし、この点検プロセスにおいては、教育課程が適切に実施されたことを確認する手段については明確に定められておらず、各校長の判断による部分が大きかった。

また、点検結果の報告資料では、各校長が文部科学省の示した点検項目に沿って点検を行った結果、問題が見られたかどうかを記載させるにとどまり、学級、教科ごとの時数達成状況をはじめとして、校長の判断の根拠とした資料の提示までは求めないものであった。

こうした制度の下で、附属松本小学校においては校長が各担任に自己申告で授業時数の達成状況表を作成させ、不足が見込まれる学級に対して指導を実施していたが、裏付けとなる資料や取り扱った単元の内容まで踏み込んだ確認を行っておら

ず、担任が誤った認識に基づいて時数を算定していても、そのことに気がつくことができなかった。

#### 4. 教育課程の実施に関する回復措置について

調査の結果判明した不足時数について、当該学級児童に対する補充授業等の実施に伴う負担と、彼らの学習定着度への影響とを総合的に勘案した結果、附属松本小学校のみを回復措置の実施対象とすることとし、以下のとおり実施した。

##### (1) 当該学級を対象とした授業の補充

令和6年度において不足時数や単元の未実施が認められた教科については、児童に過度な負担をかけないため始業前や放課後の時間を活用して補充授業を実施した。補充内容の配列は、現学年で取り扱う単元の内容との連動に配慮した構成としたが、平日のみでの時数確保が難しいことから、一部教科については、土曜日に2時間の授業枠を設定して実施し、これらの措置により、全ての時数と内容を回復した。

授業の実施体制は、当該担任及び教頭に加え、学内措置で教員の追加配置を行い、計3名で分担して行った。

##### 対象教科及び授業実施期間

- ・国語、算数、社会

令和7年4月21日（木）～令和8年3月12日（木）

- ・道徳等

令和7年9月6日（土）～令和8年3月11日（水）のうち 計64日間

##### (2) 当該学年を対象とした学習支援

夏休み期間に、当該学級及び同学年の希望児童を対象として、国語、算数、理科、社会の活用問題に取り組み、担当教員から指導を受ける機会として「夏休み学習会」を実施した。

##### 実施日

令和7年7月22日（火）～8月1日（金）のうち 計8日間

##### (3) 学校全体を対象とした学習支援

調査の結果、不足時数が生じていたその他の学級は補充授業の実施対象としなかったが、広く全校児童を対象として、希望者が放課後の時間を利用して学習指導を受けられる「放課後学習広場」を開設した。指導には、学校の教員とともに、支援員として教育学部生が従事した。

実施日

令和7年8月21日（木）～令和8年3月12日（木）の毎週火曜日・木曜日

(4) 今後の学習支援について

事案が発生した当該学級を含め、複数の学級で不足時数が生じていたことは、児童の学力に影響を及ぼしていることが予想される。令和8年度以降も学力の定着状況を継続的に分析しつつ、引き続き正課外での学習支援を実施していく予定である。

5. 発生要因について

発生要因を特定するため、学校及び調査委員会において、関係者への聞き取りを次のとおり実施した。

(1) 学校による聞き取り

聞き取り担当者：現校長

聞き取り対象者及び実施日：

- ・当該学級担任 令和7年6月9日（月）
- ・事案発生時の当該学年主任 令和7年6月9日（月）
- ・事案発生時の当該学年専科担当教員 令和7年5月14日（水）

(2) 調査委員会による聞き取り

聞き取り担当者：副学長、評議員、教育学部副学部長（事務担当）

聞き取り対象者及び実施日：

- ・当該学級担任 令和7年9月10日（水）
- ・事案発生時の校長 令和7年7月23日（水）
- ・事案発生時の統括長 令和7年7月31日（木）

また、調査委員会において、令和5年度、令和6年度に実施した教育課程の自己点検について、学内でどのような点検方法が定められ、学校側でどのような取扱いがなされていたか、関係会議資料等に基づいて確認を行った。

これらの調査を通じて浮かび上がってきた発生要因は、大きく三つの観点で整理することができる。以下、それらの要因について述べる。

(1) 校長の学校運営に対する問題意識の不足

事案発生当時の校長は、教育課程自己点検の際、各教員が基本的な部分は理解しているという前提で、根拠資料の提示を求めないまま担任の自己申告に基づいて確

認をしており、誤った解釈による報告結果に気がつくことができなかった。加えて、不足時数について関係者から連絡が入ったとの報告を受けながら、上記のような不十分な自己点検結果に基づいて大きな逸脱はないと判断し、具体的な教科名や不足時数等の詳細を確認せず、担任に対して大枠の対応指示をしたのみで済ませ、大学に報告を行っていなかった。校長の教育課程自己点検に対する認識や、設置者への報告意識が異なっていれば、事案の発生や深刻化は防ぐことができたと思われる。

また、信州大学教育学部の附属学校園の正規教員は、長野県との人事交流で採用しており、教育実習の指導や先導的な教育実践の研究開発といった公立校とは異なる業務を担う関係上、ある程度経験を積んだ教員が配属されている。そのため、附属松本小学校においては、各教員が授業時数管理といった基本的なことは当然理解しているという前提に立って、いかに各自の工夫で先導的な教育実践を行うかという視点で学校運営がなされており、各学級の教育課程編成や実施については、担任の裁量に大きく委ねられていた。一般的な学校では、教務会や学年会で定期的に授業の進捗確認を行う等、組織内部に教育課程実施に関する一定の牽制機能があるが、附属松本小学校においては上記のような経緯から、そうした機能が極めて弱く、教員間のコミュニケーションは活発であったものの、互いの創意工夫を尊重して各自のクラスのことに干渉しない雰囲気があり、学級運営に対して相互牽制が働きづらい環境にあった。

当時の校長は、こうした附属松本小学校の組織風土が持つ問題点を正しく認識しておらず、具体的な改善策を講じていなかった。今回の調査の過程において、担任の認識誤りにより不足時数を生じていた学級が複数見られたことは、こうした校長の管理体制の不備が招いたものと言える。

## (2) 当該学級担任の教育課程管理に関する認識不足

附属松本小学校は、平成28年度から令和5年度まで文部科学省の研究開発学校に指定され、その間、低学年では複数の教科を「領域」として大括りにした教育課程を編成していた。当該学級担任が着任したのはこの時期であり、着任後は低学年の担任を受け持っていたことから、時数管理については公立校と比べてより柔軟な対応が可能な環境に置かれていた。

当該学級担任は長野県の教員として採用されて以降、担任経験は低学年だけであり、高学年の担任となったのは令和6年度が初めてであった。授業時数に係る規定の存在を知ってはいたが、実際の時数管理については、初任からしばらくの間は校内の教務主任や学年主任等、同僚のマネジメントに頼っており、当校着任後も、上記のようなやや特殊な環境で勤務していたことから、単独で教科ごとの厳密な時数管理を行った経験が乏しかった。

また、自身の教育観において、「子ども達自身の中から発する問い」を非常に重

視しており、それを導くための教科として「総合的な学習の時間（以下、総合）」の持つ教育効果に過度な期待を抱いていた。当人の総合の実践内容は一部管理職や同僚から高く評価されており、それが当人にとって周囲の期待に応えなければならないという重圧にもなっていたことから、当日の児童の反応を見て安易に授業予定を別教科から総合へ変更したり、教育課程の自己点検の際、客観的には総合の授業と呼べる内容を実施していても、自身の解釈で各教科に紐づけて、別教科の時数として報告していた。こうしたことが、授業時数の不適切な管理や事案発生報告の遅れにつながっていた。

### （3）大学のガバナンス不足

附属学校園運営委員会及び附属学校運営協議会で定めた教育課程自己点検プロセスは、各校長の裁量に委ねられる部分が大きく、また根拠資料の提示を求めているため、会議での適切な検証ができないものであった。また、報告を求める時期も年度末の1回のみとされ、仮にその時点で問題点が判明したとしても、そこから是正を行うことは極めて困難であり、設置者のガバナンスという観点から、欠陥が大きい仕組みであったと言わざるを得ない。

このような制度設計がなされた背景には、学内の関係規定上、附属学校の教育課程の編成、実施、点検に関する明確な定めがなく、また、法人文書管理上も、附属学校が作成する各種文書の位置づけに曖昧な部分があり、附属学校の教育課程に関する共通的な理解が学内に存在していなかったことが考えられる。

### （4）発生要因のまとめ

今回の問題が発生した直接的な要因は、配属される教員が一定の力量を持っていることを前提とした附属松本小学校の組織運営体制下において、学校が求める力量を十分に満たしていない教員が、偏った解釈に基づく授業を実施していることに対して、学校組織及び校長が適切に対応できなかったことにある。

加えて、学校の設置者である大学においても、平時からこうした問題が発生しないように学校の運営体制をチェックし、問題が発生した場合にはただちに改善を図るべきところ、そうした機能を果たすための体制整備を行っていなかったことで、事態の深刻化を招いてしまったと言える。

## 6. 再発防止に向けた取り組みについて

先に示したような発生要因を踏まえ、附属松本小学校の組織体制を教員個人の力量に大きく依存しないものへと変えていくとともに、設置者である大学側でも、附属学校の運営に対するチェック機能の実質化と、学校間の運用統一を図っていく必要がある。

そのための取り組みについて以下のとおり検討を進め、着手可能なものから速やかに実施している。

(1) 附属松本小学校での取り組み

各担任の教育課程実施に関する意識を高めるとともに、組織として着実に時数管理と単元実施を行えるような仕組みを整える。既に本年度1学期中より順次実施している。

①授業内容の可視化

- ・授業進度や記録を他の教員も共有できるよう校務支援システム等への入力を徹底
- ・授業黒板へ実施する授業内容を明記

②授業時数の報告、確認体制

- ・毎週末、各学級担任が毎月末時点の各学級の時数達成率を集約し、校長、教頭、教務会に報告するとともに、学級の保護者に報告する。
- ・校長は達成状況を確認し、必要に応じて進度回復や補充等の対応策を指示する。
- ・学年会においても、毎週教科学習進度と評価の実施状況を報告し、進度の遅れ等があれば、次週から修正できるよう調整を行なう。

(2) 附属学校園全体での取り組み

教育学部附属学校園運営委員会の下に附属学校園運営改善検討ワーキンググループを設置し、教育課程の運用をはじめ、教員間のコミュニケーション円滑化、大学との情報共有方法等、附属学校で統一的な仕組みについて審議した。

ただちに実施可能なものについては、本年度中より各校で実施している。

**【統一的な教育課程編成、実施、点検プロセスの確立】**

①学校カリキュラムの編成状況の共有

- ・2月の学校評議員会で校長が次年度の教育課程編成について説明するとともに、学校評議員会の場で説明したことを、職員会議等で全職員に周知する。

②各学年カリキュラムの編成手続き

- ・各学年カリキュラム（中学校においては教科運営計画と評価計画、特別支援学校においては、個別の指導計画等それに類する計画）を教務会、職員会議等で審議を行うとともに、大学へ報告する。
- ・特別支援学校においては、特別の教育課程を編制するにあたり、年度当初に個別の指導計画を作成し、学級内、部内で検討の後、管理職も確認したものを保護者に提示して承諾をいただく。後期の指導計画作成についても同様とする。

### ③各学年カリキュラムの実施確認

- ・小学校においては学年会、中学校においては教科主任会、特別支援学校においては部会において確認を行い、校長及び職員会議に報告する。
- ・特別支援学校においては、学級内、部内で検討の後、管理職も確認した個別の指導計画の評価について、前期と後期の終わりの保護者懇談会で説明を行い、懇談でいただいた保護者の意見や思いにより修正したものを保護者と共有し、学習活動の実施について保護者が最終確認する機会を設ける。
- ・指導要録を管理職に提出する際に、評価評定の根拠資料を添付し、管理職の確認を受ける。また、個に合わせた特別の教育課程を編成している特別支援学校においては、保護者に説明し、確認を受ける。

### ④学期あるいは月間の実施状況の確認

- ・時間数の達成率は、月ごとに教務主任が集約して校長、教頭、教務会、職員会議に報告する。
- ・内容の実施状況は、小学校においては学年会、中学校においては教科主任会、特別支援学校においては部会で確認する。また必要に応じて進度回復や補充等の対応策を検討する。

### ⑤学年間、教科間での授業実施状況の情報共有

- ・小学校においては学年会、中学校においては教科会、特別支援学校においては部会を定期的で開催し、授業実施状況の確認と今後の方向性を確認する。なお、中学校において担当教員が一人しかいない教科（音楽、美術）は、適宜合同教科会を開いて確認する。

### ⑥学習状況の透明化

- ・管理職の点検時に、達成状況を把握するため、単元テストの実施時期一覧を小学校では学年会、中学校では教科会で作成し、校長、教頭、教務主任に提出する。
- ・理科等、専科教員が単元テストの成績を処理したシート等の成績物については、担任が個別懇談会の折に確実に保護者に提示して説明できるようにする。
- ・指導要録の管理職の点検にあたっては、補助簿とともに、管理職の点検を受ける。なお、特別支援学校においては、個別の指導計画完成版をもとに確認をする。
- ・単元テストを購入、利用している場合は、それらを確実に実施し単元テストの得点を補助簿に記録する。単元テストを用いない場合は、それに代わる適切な評価を実施し、同様に補助簿に記録する。

### ⑦授業実施状況の根拠資料の管理

- ・各教員は、週案簿等を用いて学級名、授業内容、進度等を記録するとともに、教材等はファイル等に整理する等、授業実施状況の根拠となる資料を適切に作成、管理する。
- ・週案簿、学級だより等、一般的に教員個人で管理している文書のうち、教育課程の自己点検時の根拠となりうるものについて、対象範囲や年度内の保存義務を附属学校内での統一的なガイドラインで定める。

#### ⑧教育課程の実施に関する懸案事項発生時の報告系統の整備

- ・自身が担任であるかどうかに関わらず、校内で実施されている授業の内容等に対して僅かでも懸念を抱いた教員は、管理職へ報告する。
- ・関係者から疑義の訴えがあった場合も、連絡を受けた当該教員または関係職員が速やかに管理職へ報告する。
- ・報告を受けた管理職は、直ちに事実確認を行った上で、必要な対応（回復措置）を検討する。回復措置の実施に際しては、児童・生徒の過剰な負担とならないよう十分配慮する。
- ・校長は、懸案事項の概要について、新たに定める所定様式を用いて速やかに大学へ報告する。
- ・校長は、管理職へ懸念や疑義の訴えを行った者に対して、不利益な取扱いを行わないよう配慮する。

#### 【円滑な情報共有と研修体制の整備】

##### ①学級間・学年間・教科間・学校間の風通しの改善

- ・小学校の学年会は、年に数回は低学年、中学年、高学年の連学年会として開催する。
- ・地区の特性を活かした校種間の教員同士の乗り入れ授業を行う。

##### ②若手教員に対する計画的な授業運営に関する相談環境の整備

- ・管理職による若手教員の授業参観とリフレクションを随時実施する。
- ・校長による職員面談を定期的に行う。

##### ③附属学校園版 FD（ファカルティ・ディベロップメント※）の実施

- ・校長以下、正規教員が長野県との交流人事であることを前提に、教育課程点検をはじめとした公立校と異なる附属学校独自制度を継続していくため、毎年両地区の統括長を中心とした附属学校園版の FD を企画・実施。

※ファカルティ・ディベロップメント・・・大学教員が授業内容・方法を改善し

向上させるための組織的な取組の総称であり、新任教員のための研修会の開催等もこれに含まれる。

### (3) 大学としての取り組み

#### ①法人規程等の整備

- ・附属学校の基本規程である「信州大学教育学部附属学校規程」を改正し、教育課程の編成・報告・点検に関する条項を明記する。
- ・教育課程に関連する文書類を、「国立大学法人信州大学法人文書保存期間基準」上に明記し、保存すべき文書の種類及び保存期間を定める。
- ・各附属学校園の校長をはじめとした教職員は、本学の附属学校園が教育学部の教育研究に必要な附属施設として法令上必置とされている趣旨を理解し、設置者である国立大学法人信州大学及び附属する教育学部の運営方針を踏まえて学校を運営すべきであることを改めて認識すること。また、法人本部は、このことを踏まえて各附属学校園長が学校運営を円滑に実施できるようガバナンス体制の強化を図る。

#### ②学内会議における定期的な教育課程実施状況確認体制の整備

- ・規程等の整備と連動して学内会議での教育課程点検プロセスを見直し、年度当初の教育課程編成報告、年度途中の進捗報告、そして年度末の結果報告の三段階報告体制とする。
- ・法人文書として整理する教育課程関係資料を会議報告資料に位置付ける。加えて、ガイドラインに基づき各担任等が保管している根拠資料も参考資料の位置づけで共有し、大学での検証を可能とする。

### 付記

地域の公立校のモデルとなるべき国立大学附属学校において、このような事案が発生し、児童や保護者はもとより、地域の皆様、広く国民の皆様のご期待を裏切る形となりましたことを深くお詫び申し上げます。

調査を通じて得られた様々な教訓を活かし、児童・生徒の学びをよりよいものにしていくことが我々に課された使命であり、これまでの伝統の上に安住してはならないという強い反省のもと、大学を挙げて真摯に体制改革に取り組み、信頼回復に努めてまいります。